

平成 26 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

1 平成26年8月19日、午後2時から稲城市地域振興プラザ4階大会議室において、平成26年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第38号議案
「平成26年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」
- (5) 日程第5 第39号議案
「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (6) 日程第6 第40号議案
「平成27年度使用稲城市立小学校教科用図書採択について」

- (7) 日程第7 第41号議案
「平成27年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (8) 日程第8 第42号議案
「『なかのよしこ氏のイラスト』著作権に係る教育財産の取得の申出について」
- (9) 日程第9 報告事項

委員長　それでは、ただいまから、平成26年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。

会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。

会議開催中はみだりに席を離れないでください。

決められた出入り口から入退場してください。

傍聴人は委員席に入ることができません。

携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りください。

これらの事項を守っていただきたいと思います。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第6　第40号議案、日程第7　第41号議案を先に行い、その後は議事日程通りといたします。

それでは、日程第6　第40号議案「平成27年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長　本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令の規定により採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明申し上げます。

指導課長　それでは、第40号議案　平成27年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について、ご説明いたします。

平成27年度に稲城市立の各小学校で使用する教科用図書の採択につきまして

は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、同法施行令第13条及び第14条により、当該教科用図書を使用する採択替え年度の前年の8月31日までにを行うことが必要とされております。

このため、平成27年度に稲城市立小学校において使用する教科書を採択するものでございます。

このことにつきましては、本年5月13日の第5回教育委員会定例会におきまして、平成27年度使用小学校教科用図書採択につきましては稲城市立小学校使用教科用図書採択要領のとおり採択作業を進めることとして決定いただきました。

5月13日に教科用図書審議会に諮問を行い、教科用図書審議会は調査研究委員会の研究報告に基づき教科用図書について審議し、その結果について8月4日に答申を行っております。答申を受け、教育委員会は使用する教科書について検討・協議し、教科の種目ごとに教科用図書を1種採択することとなっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をいただき、採択図書を決定してまいります。

初めに、第40号議案全体にかかわる質疑及びご意見がございましたらお願いいたします。なお、各教科についての質疑及び意見は後ほどお伺いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、質疑及びご意見がないようですので、以上で全体にかかわる質疑及びご意見を終結いたします。

次に、小学校の各教科にかかわる質疑及びご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、種目・国語から進めてまいります。種目・国語の教科書は5種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。

城所委員。

城所委員 まず、光村図書出版でちょっと内容として注目した部分をちょっとご紹介させていただきたいと思います。「やまなし」という物語文や、鳥獣戯画を読むという国宝の絵巻物を漫画の図として紹介する説明文など、現代の児童にこそ読ませたい作品が盛り込まれていて、とてもいいと思いました。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 光村図書出版の教科書は、文学作品がバランスよく配列されているというふう
うに思いました。

そして、学校図書ですけれども、脳科学者の川島隆太氏が書いた「自分の脳
を育てる」という説明文がありまして、これは新しいものを題材にしている点
で児童に興味・関心を引かせる工夫をしているのでよいと思います。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。教育長。

教育 長 私は今の光村図書出版、また、学校図書、これはどちらもよさがあると思
います。そういう中で、光村図書出版は、題材の初めにこの学習で学ぶべきこと
などが明記されている点、そして、最後に学習のまとめとともに振り返りが簡
潔に示されている点から、狙いを意識した、そして、一貫した学習活動ができ
るようになっていると思います。そういう意味では、光村図書出版はなかなか
優秀な内容だろうと思います。

委員 長 ありがとうございました。
ご意見いただいておりますが、いかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 先ほど、私、学校図書が児童に興味・関心を引かせる工夫をしているという
ふうに触れましたが、光村図書出版のほうも想像力を育む作品が多い点でよい
というふうに思いました。

委員 長 なるほど、ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。どうぞ、教育長。

教育 長 これからの授業というのは、私は教えるだけではなくて、考えさせたり、意
見交換をさせることが非常に重要だろうと思っております。そういう意味では、
どの教科書も工夫しているのですが、先ほど申し上げましたように、光村はそ
ういう意味でもなかなか授業がしやすい教科書になっているのではないかと、
そんなふうに思います。

委員 長 ありがとうございます。
どうぞ。

城所委員 光村図書に終始してしまっていて申しわけないのだけど、私も光村図書というのはレポートやリーフレットが非常にいろいろと、多様に表現されていて、取り上げられているものですから、今非常に注目されている言語活動をする上でも非常に教材としていいのではないかなというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。
他にご質問及びご意見はございませんか。
皆様のご意見は、題材や学習活動のしやすさの点で光村図書出版ということですが、いかがでしょうか。
それでは、確認いたします。種目・国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕を採択するというところに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、種目・国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕を採択いたします。
次に、種目・書写を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 書写でございますけれども、書写は硬筆、毛筆の2種類あるわけですが、小学校では毛筆の基本を確実に習得させられるような教科書がよいと思っております。
以上です。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 私も書写では毛筆が大切だというふうに思います。毛筆学習のポイントは、筆の穂先の向きに、最初ですね、あると思うんですけども、光村図書出版は大変穂先の向きがわかりやすく掲載されています。そして、書き初めのお手本が実物と同じ大きさに書かれているというのがいいというふうに思います。これは小学生が実際に書き初めを書くときに、同じ大きさですと並べて見て、書きやすい、お手本としていいというふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 光村図書は一つ一つの作品に取り組んだ後のまとめが他社と異なっていて、振り返りのポイントが示されていて、それに対する自己評価を「よくできた」、「できた」、「もう少し」の三つから選択するようになっていきます。これは子どもたちにさらにできるようになりたいという意欲を持たせるには効果的だと思います。

委員長 ありがとうございます。
他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。教育長。

教育長 光村のものがいいというお話がありましたけれども、まず何がいいかというと、私は腕の動きや文字の書き方がわかりやすいという点がいいのかなと思いました。また、とめ、はね、はらいなどの様子も非常にわかりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 今、国語の教科書が採択されまして、その連動を考えたときに、比較的はつきりとしているという部分で考えると、やはり書写も光村図書出版のほうがよろしいのではないかなというふうに考えます。

委員長 ありがとうございます。
他にはよろしいですか。
皆様のご意見は、毛筆学習の方法や振り返りの観点から光村図書出版ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、確認いたします。種目・書写は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔書写〕を採択するというところに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、種目・書写は発行者〔光村図書出版〕・書名〔書写〕を採択いたします。
次に、種目・社会を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。
保坂委員、お願いいたします。

保坂委員 東京書籍ですけれども、内容が多面的、多角的にバランスよく取り上げられているという印象がありました。学びのポイントが示されている他に、「つかむ」、「調べる」、「まとめる」という、社会化で重視している問題解決的な学習過程と、それに加えて、「生かす」、「広げる」といった視点もあって、学習をより深める構成となっていると思います。

委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか、他の方。城所委員、お願いいたします。

城所委員 教育出版ですが、教育出版には特徴としてコラムというものがあり、情報量に重きを置いている印象があります。また、単元の終わりにある「まとめる」のコーナーなど、学習の順序にオリジナリティーがあると思います。

委員長 ありがとうございます。
いろいろなご意見が出ておりますが。伊勢川委員、お願いいたします。

伊勢川委員 今年の1月に中学校学習指導要領の社会の解説が改訂されまして、領土に関する取り扱いがより明確になりました。これからの国際社会を生きる稲城の子どもたちには、ぜひとも領土に関する正しい知識や国際的な問題を解決していくための意欲、思考力を養っていく必要があるというふうに考えております。
以上です。

委員長 ありがとうございます。
教育長。

教育長 今回の教科書は、日本の領土に関する学習、また、領土の取り扱いにつきまして、地図や写真を掲載するなど、どの出版会社も非常に充実していると思います。中でも、東京書籍は、領土学習に関する内容も児童の認識を促す記述となっています他、大韓民国あるいは中国との関係に関する記述も明確なものになっているというふうに思っております。そういう意味では、なかなかすばらしいなと思いました。

委員長 ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。いろいろとお考えがあると思うのですが、いかがでしょうか。城所委員、お願いいたします。

城所委員 先ほど、教育出版は情報量に重きを置いている印象があると申し上げたんですが、東京書籍のほうの印象としては、大変見やすく、逆に無理のない情報量なのかなというところで、学習をする上では学びのポイントがしっかり示されていて、こちらもいいと思います。

委員長 なるほど、ありがとうございます。
他にはよろしいでしょうか。教育長、お願いいたします。

教育長 領土問題ですけれども、領土を失うということは、単に領土だけではなくて、その近海、領海ですね、あるいはその中にある資源も失うことになるということです。これは将来の日本を背負っていく子どもたちに領土について正しく理解してもらうことが必要だろうと思っております。現状に対する問題意識ですとか、危機意識を持つということは非常に大切なことだろうと思います。そういう観点から社会は選ぶべきだろうと、そんなふうに思います。

委員長 ありがとうございます。
他に質疑やご意見はいかがでしょうか。
ないようですので、まとめてみます。皆様のご意見は、学習過程への配慮や記述内容などの点で東京書籍ということですが、いかがでしょうか。
それでは、確認いたします。種目・社会は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい社会〕を採択するというのに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、種目・社会は発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい社会〕を採択いたします。
次に、種目・地図を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いします。
保坂委員、どうぞ。

保坂委員 地図ですけれども、帝国書院は地図帳の見方を学ぶページが充実していて、活用の仕方が大変わかりやすく使われていると思います。また、帝国書院は、神戸の震災の写真ですとか、日本の固有の領土の写真、自動車産業の関連の写真とか、資料性が高くて、これからの社会を生きていく児童にとって有益であるというふうに考えられます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ご意見等。城所委員、お願いいたします。

城所委員 東京書籍ですが、東京書籍はA4判のサイズになっていまして、縮尺が同じであっても広範囲が示されることや、オセアニアの4,000万分の1の地図を掲載しているところなども特徴としていいと思いました。

委員長 なるほど、ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 私は帝国書院のほうですけれども、日本とその周りの東南アジアまでの様子がわかりやすく載っていたり、広島、仙台の50万分の1や、瀬戸大橋の扱いに関しても、内容が濃いというようなものがありまして、いいのではないかと考えております。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。ご質疑及びご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

皆様方のご意見は、活用性や資料としての内容から帝国書院ということですが、いかがでしょうか。

それでは、確認いたします。種目・地図は発行者〔帝国書院〕・書名〔楽しく学ぶ 小学生の地図帳〕を採択するということに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、種目・地図は発行者〔帝国書院〕・書名〔楽しく学ぶ 小学生の地図帳〕を採択いたします。

次に、種目・算数を審議いたします。質疑及び意見のある委員は挙手をお願いいたします。

城所委員、お願いします。

城所委員 ここは、東京書籍も学校図書も大日本図書も、図や表からさまざまな考え方を児童に考えさせられる工夫ができていて、どれも非常に興味深く拝見いたしました。

委員長 ありがとうございます。
他にご意見、ご質問ありましたらお願いします。保坂委員、お願いいたします。

す。

保坂委員 学校図書は、他社にない特徴として、第6学年に「中学校へのかけ橋」という別冊があります。他社も巻末に小学校の算数のまとめというものはあるのですが、それは問題中心のように感じました。学校図書だけが別冊になっています。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 私も学校図書の「中学校へのかけ橋」というのは、中学校に向けて既習事項を思い出させるという形で、小学校のときの総復習という形で、次の中学校へ結ぶということで、大変有意義に扱われているのではないかと考えております。

委員長 ありがとうございます。
教育長、お願いします。

教育長 学校図書のお話が出ていましたけど、学校図書には、そのほかですけれども、サポート、それから、補充、チャレンジというページがどの学年にもありまして、習熟度別学習をこれは意識しているのではないかというふうに思います。そういう点もいいのかなと思います。そういう意味では、学校図書は有効、ふさわしい図書だろうと思います。

委員長 ありがとうございます。
他に質疑やご意見はございませんでしょうか。城所委員、お願いします。

城所委員 先ほどの伊勢川委員のちょっと関連になるのですが、学校図書の「中学校へのかけ橋」は別冊になっているんですね。これは非常に特徴的で、これは非常に生徒としても使いやすいのではないかなというところで非常に興味深く拝見させていただきました。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
皆様方のご意見は、習熟度別指導や小・中連携の観点から学校図書ということで、いかがでしょうか。
それでは、確認いたします。種目・算数は、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 算数〕を採択するというのに賛成の委員は挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、種目・算数は発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 算数〕を採択いたします。

次に、種目・理科を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。

城所委員。

城所委員 理科は問題解決学習が重要になってくるわけですが、学校図書は問題解決の学習過程が明確になっていて、とてもわかりやすく、また、自然に関する資料も豊富であるという印象を持ちました。

委員 長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。教育長。

教育 長 学ぶ目的とか、学んだ事柄と子どもたち自身とのつながりがわかるということは、これは学習意欲、あるいはまた主体的な学習を促す上で大切なことと考えております。そういう意味で、大日本図書ですが、こちらは児童の生活との結びつきや発見が期待できる内容となっております、また、巻末の理科の学び方も特色となっていると考えます。

委員 長 ありがとうございます。

質疑、ご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 理科は学習意欲が子どもたちによって大変差が大きいと言われていますが、全ての児童に楽しく基礎・基本を学んでほしいと思いますので、学校図書は基礎・基本の内容を大変大切にしているという印象が持たれますので、よいかと思います。

委員 長 ありがとうございます。基礎・基本ですね、内容が。

他にはご意見いかがでしょうか。保坂委員、お願いいたします。

保坂委員 他の委員の方のご意見を伺いたいですけれども、教科書展示会のアンケートでは、学校図書の第5学年の96ページの写真がライフジャケットをつけずに

子どもが川で実験しているものがありまして、昨今、大雨が降ったりしていますけれども、安全への配慮が不足しているのではないかという指摘がありました。安全への配慮は大変重要なことというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

委員 長 なるほど。いかがでしょうか、安全配慮という面では。
教育長、お願いいたします。

教育 長 ただいまの件ですけれども、私も気になったんですけれども、そして、よく調べましたら、学校図書の該当ページには、同じページの中に3カ所、安全への注意喚起が記載されていました。また、実際に川でのこういう実験と言いますのは、稲城市の場合、市内の多摩川と三沢川があるわけですけれども、これはすぐに行えるようなものではなくて、かなり上流のほうに行って、校外授業の学習等で赴いたときに初めて実施できるものだろうと思います。そういう意味では、実際に行う学校はないと思います。

また、川との安全のかかわりにつきましては、理科に限らず、学校の生活指導などで繰り返して行うものですから、これは今後、学校には十分な指導をお願いしていきたいと思います。

委員 長 ありがとうございます。
他の方はいかがでしょうか、ご意見は。
皆様のご意見は、問題解決学習への活用の点から学校図書ということですが、いかがでしょうか。
それでは、確認いたします。種目・理科は、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 理科〕を採択するというのに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、種目・理科は発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 理科〕を採択いたします。
次に、種目・生活を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。
城所委員、お願いいたします。

城所委員 子どもたちが生活を学ぶ際の参考として、学習の見通しを持てることがとても大切だと思うのですが、東京書籍では、例えば、野菜を育てようという単元

で、植えつけから収穫までの流れが大変わかりやすくなっていて、学習だけではなくて、日常でも使えそうな教材だなと思いました。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。保坂委員、お願いいたします。

保坂委員 学校図書ですけれども、見開きのページがありまして、所々に。それを机の上で子どもたちが広げるのは、もしかすると児童にとっては使いにくいと感じるかもしれませんが、町探検というページは四季の移り変わりがとてもいい感じに出ていまして、なかなか都会のほうでは気づきにくい、四季の移り変わりを扱っているというところに特色があると思います。

委員長 ありがとうございます。特色ですね。
他にはいかがでしょうか。伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 私も東京書籍は、野菜、生き物、草花など、資料が大変詳しく載っているので、図鑑のようにその後も使うことができるのではないかというふうに思いますので、いいかと思います。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。他に質問やご意見はございませんか。
皆様のご意見は、内容の充実や見通しを持てる点から東京書籍ということですが、いかがでしょうか。
確認させていただきます。種目・生活は、発行者〔東京書籍〕・書名〔あたらしいせいかつ〕を採択するというのに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、種目・生活は発行者〔東京書籍〕・書名〔あたらしいせいかつ〕を採択いたします。
次に、種目・音楽を審議いたします。質問及び意見のある委員は挙手をお願いいたします。
伊勢川委員、お願いいたします。

伊勢川委員 東京書籍ですけれども、多岐にわたるジャンルからの作品があるために、児童の実態に合った楽曲の選択が大変可能ではないかと思われますので、よいか

と思います。

委員長 教育長、お願いします。

教育長 取り扱っている作品に関してですけれども、教育芸術社は、これは作品に系統性があり、また、音楽づくりも発達段階に合っている、そんなふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。ご質問やご意見がありましたら。保坂委員お願いいたします。

保坂委員 教科書展示会のアンケートには、教科書のつくりやページ数ですとか、写真の扱いなどについて、教育出版のほうがいいのではないかという意見もありましたけれども、掲載している楽曲の系統性ですとか、全体のバランスから、私も教育芸術社のほうがふさわしいのではないかというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

皆様方のご意見は、作品の系統性などの点から教育芸術社ということですが、いかがでしょうか。

確認いたします。種目・音楽は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔小学生の音楽〕を採択するというのに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、種目・音楽は発行者〔教育芸術社〕・書名〔小学生の音楽〕を採択いたします。

次に、種目・図画工作を審議いたします。質疑及び意見のある委員は挙手をお願いいたします。

教育長、お願いします。

教育長 日本文教出版の本ですけれども、これはつくっている手元の写真が非常に多くて、イメージが持ちやすく、学習の目当てとなる観点が各題材にわかりやすく、工夫された構成になっていると、そういうふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。ご質問やご意見をいただきたいと思います。保坂委員、お願いいたします。

保坂委員 開隆堂は、活動の目当てですとか、目標がわかりやすく、題材名も工夫されており、興味や関心を引くとともに、用法や材料の多様さが見られます。

委員長 ありがとうございます。
伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 同じく開隆堂出版ですけれども、表現の工夫から完成までの流れの例が紹介されておりまして、発想の手助けになるということ、また、写真や図の配置、内容が効果的に使用され、印象に残る構成となっているかと思います。

委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。他にご意見は。城所委員、お願いします。

城所委員 目次のページを見比べてみますと、開隆堂出版にはその単元で使う主な用具や材料も書いてあるところが、学習する子どもたちの視点に立った工夫があるのではないかと感じました。

委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。教育長。

教育長 先ほど、日本文教出版のよい点を言ったんですけれども、皆さん、開隆堂を押ししているということなので。

私も開隆堂は、題材の右側にそれぞれ、そのときに使う材料ですとか、用具の記載があって、これは非常に親切だなと思いました。また、各項目の中に、違う材料でもつくってみようなどの発想が非常に広がる工夫が見られるなと思いました。そういう意味では、開隆堂も、これは非常にすばらしい内容の教科書だろうと思います。

委員長 ありがとうございます。
いろいろなご意見が出ておりますが、他にご意見ございませんでしょうか。皆様のご意見は、学習活動との関連や構成上の工夫から開隆堂出版ということですが、いかがでしょうか。

確認いたします。種目・図画工作は、発行者〔開隆堂出版〕・書名〔図画工作〕を採択するということに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、種目・図画工作は発行者〔開隆堂出版〕・書名〔図画工作〕を採択いたします。

次に、種目・家庭を審議いたします。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。

伊勢川委員、お願いいたします。

伊勢川委員 東京書籍のほうがポップなイラストを用いて、児童の興味を引く工夫がされているかと思っておりますので、大変よいかと思っております。

以上です。

委員 長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。城所委員、お願いします。

城所委員 どんな学習においても、児童の興味を引くというのは大切なことだと思うんですが、一番大切なのは教科の狙いを達成できるかどうかだというふうに考えております。その点から考えますと、開隆堂出版のほうが狙いに対してポイントを絞ってまとめられていると考えております。

委員 長 ありがとうございます。

他には。教育長、お願いします。

教育 長 今、東京書籍と開隆堂出版のそれぞれいい点が述べられていますけれども私は、まず写真や書き込み欄が多いという、こういう点では東京書籍が使いやすい教科書だと思います。一方、その内容についての深さという点からは開隆堂出版のほうですぐれているのかなというふうに考えました。そこでですけれども、子どもたちにより充実した資料を提供できるという観点からは、開隆堂出版、こちらは非常に賛成できる教科書かなというふうに思います。

委員 長 ありがとうございます。なるほど。

質疑及びご意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 家庭科ですけれども、授業で指導する場合に専科と学級の担任ということがあるんですけれども、学級の担任の先生が指導するには東京書籍もいいのでは

ないかなと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

いろいろとご意見をいただいております。いかがでしょうか。

皆さんのご意見からいたしますと、学習内容や活動の点からは開隆堂出版ということですが、いかがでしょうか。

確認させていただきます。種目・家庭は、発行者〔開隆堂出版〕・書名〔小学校 私たちの家庭科〕を採択するということに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、種目・家庭は発行者〔開隆堂出版〕・書名〔小学校 私たちの家庭科〕を採択いたします。

次に、種目・保健を審議いたします。質疑及び意見のある委員は挙手をお願いいたします。

保坂委員、お願いします。

保坂委員 保健ですけれども、東京書籍、学研、大日本図書の3社は、狙いがわかりやすく表記されていて、何を学ぶのか理解した上で学習できるという点がよいと思います。ただ、情報量というところから見ますと、大日本図書は、東京書籍、学研と比べると少し情報量が少ないかなというように思います。

委員長 情報量ですね。ありがとうございます。

他にご意見いかがでしょうか。城所委員、お願いします。

城所委員 東京書籍と学研ですが、こちらは学習の流れがわかりやすく提示されていて、学習したことを活用するところまで示されていて、使いやすいのではないかと思います。

委員長 活用する部分ですね。

他にはいかがでしょうか。教育長、お願いします。

教育長 私も東京書籍と学研、この2社とも非常にいいと思うのですが、ただ、ちょっと気になる点が1点ありますので、それをちょっと確認していただきたいと思います。それは、第3、第4学年の教科書にあります、思春期について

学習するページで、東京書籍は水着の写真を使っているんですね。このことに違和感を覚える方もいらっしゃるのではないかと考えております。そういう意味で、ちょっと各委員さんに確認したいなというふうに思います。

委員 長 各委員さん、いかがでしょうか。違和感がある点ですね。
伊勢川委員、お願いします。

伊勢川委員 今言われた件ですけれども、学研のほうで掲載されている体育着姿の写真でも男女の成長の違いというのは十分わかりますので、以上のことから学研が採用するのによろしいのではないかと思います。

委員 長 ありがとうございます。
他にご意見はいかがでしょうか。保坂委員、お願いします。

保坂委員 私も体操着で十分成長の違いはわかるというふうに思います。また、学研は、各単元の学習のまとめを「振り返り」、「生かし」、「未来へつなぐ」というふうにしていまして、持続発展的な生かし方ができるような工夫がされているというふうに思います。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。城所委員、お願いします。

城所委員 私も最終的には東京書籍と学研と思ったのですが、今、ご指摘の部分については、私も違和感がありました。
以上です。

委員 長 ありがとうございます。思春期の取り扱いについてですね。
皆様方の意見は一つの方向に流れて来ていると思うのですが、他にご意見はございませんでしょうか。
皆様方のご意見は、狙いの明確性や表現の観点から学研ということですが、いかがでしょうか。
確認させていただきます。種目・保健は、発行者〔学研〕・書名〔新・みんなの保健〕を採択するというところに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、種目・保健は、発行者〔学研〕・書名〔新・

みんなの保健]を採択いたします。

以上により、日程第6 第40議案「平成27年度使用稲城市立小学校教科用図書採択について」は全て可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員 長 それでは、再開いたします。

次に、日程第7 第41号議案「平成27年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明申し上げます。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成27年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

去る5月13日の第5回教育委員会定例会におきまして、特別支援学級教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで十分な協議及び研究を行いました。お手元の答申書は、その諮問に対する答申結果をいただいたものでございます。

答申の内容につきましては、お手元の平成27年度稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択図書一覧(案)のとおりでございます。結論といたしましては、小中学校の通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが本市の特別支援学級の教科書にふさわしいという旨の答申でございます。

この答申を踏まえ、特別支援学級の教科書の採択につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をお願いいたします。

城所委員、お願いします。

城所委員 稲城市では、これまで通常学級で使用する教科書と同じ教科書を採択してきました。特別支援学級では、障害の種別や程度に応じ、一人一人に合わせた指導が必要と認識していますが、支障はないのでしょうか。また、どのような使い方をしているのか、確認させてください。

委員長 ありがとうございます。
指導課長、お願いいたします。

指導課長 特別支援学級における教育課程につきましては、小中学校の中に設置していることからわかるとおり、通常の小中学校における教科や領域を指導することを基本としています。ただし、学級の児童・生徒の実態に応じまして、必要がございましたら、一部、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら指導するものとされております。

市内の小中学校の特別支援学級では、小中学校の通常の学級で使用されます教科書を基本としながら、学習に支障を来さないよう、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態に合わせた個別指導計画を策定し、指導を行っているところでございます。

また、教科書の使い方でございますが、通常の学級での使用と同様の使い方、また、必要に応じて、他の教材とあわせて使う使い方、さらには個別の教材で学習を進め、単元のまとめなど、確認のために教科書を使う使い方など、一人一人の特性に応じた使用方法の工夫を行っているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
他にご質問やご意見がございましたらお願いいたします。保坂委員、お願いします。

保坂委員 特別支援学級では一人一人の特性に応じた指導を行っているとのことですが、けれども、お子さんによっては通常の学級の教科書では十分に効果が上げられないような場合があるかと思えます。そうしたお子さんの場合に、特別支援学級ではどのように指導していらっしゃるのでしょうか。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 先ほど申しあげましたそれぞれの学級で編成している教育課程は、あくまで

も学級全体としての基本とする指導の計画でございます。実際の一人一人の指導につきましては、先ほど申し上げた個別指導計画を策定して指導しています。そして、通常の学級で使用する教科書では十分な理解や効果的な指導が難しい状況の児童・生徒につきましては、例えば、学年をさかのぼった他の学年の教科書や、教員の自作のプリント教材、また、ドリル教材など、別の副教材を使用して、より効果的な指導を行っているところでございます。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 知的障害児を対象とする固定学級では、保護者の理解や協力が重要になってくると思われますが、保護者の方々の教科書に関する要望というようなものはあるのでしょうか。

委員 長 指導課長、お願いします。

指導課長 保護者は児童・生徒にとっては最も身近な理解者であり、特別支援学級は保護者と連携し、保護者の思いや願いを汲み取りながら教育活動を行っております。月に1回程度の授業公開や、その他の道徳授業地区公開講座、学級保護者会や個人面談などを通して、一人一人の指導や支援の計画について丁寧に確認しながら指導を進めていただいております。

保護者の方からは、教科書につきましては、少しでも同年代の児童・生徒が学ぶ基礎・基本の内容を同じように身につけられるよう、通常の学級で使用する教科書を用いてほしいとの要望をいただいております。

委員 長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。教育長。

教育 長 この特別支援学級の教科書は、できる限り実態に合ったもので、そこに通う子どもたちの力を確実に伸ばして、そして、学力を保障して行ってほしいと思いますけれども、実際に特別支援学級に通うお子さんに通常の学級の教科書が果たして適しているのか、また、それについて、特別支援学級の先生方はどのような考えを持っているのか、お聞かせ願えればと思います。

委員 長 ありがとうございます。
指導課長、お願いいたします。

指導課長 特別支援学級に通う児童・生徒でございますが、医師の診断等によりまして知的障害が認められており、一人一人、理解の早さや理解の仕方に違いがございます。したがって、通常の学級の教科書をそのまま使用できるお子さんから、学年をさかのぼったり、特別の教材や補助教材を多く必要とするお子さんまで、個人差がございます。

特別支援学級の先生方からは、子どもたち一人一人に少しでも確かな学力を身につけさせたいことや、通常の学級との交流学习のときなどに採択教科書が必要であるというご意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いろいろご意見が出ておりますが、他にご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。城所委員、お願いいたします。

城所委員 文部科学省の検定を経た教科書には、児童・生徒がこれからの社会を生きるために必要な学習内容が網羅されています。特別支援学級の児童・生徒には、ぜひ社会で生き抜く力を身につけてほしいと思いますので、通常の学級で使用する教科書を持ってほしいと考えます。

委員長 ありがとうございます。

お一人お一人、いろいろなお気持ちがあると思いますが、いかがでしょうか。保坂委員、お願いします。

保坂委員 特別支援学級でも、子どもの状況に応じて、通常の学級で使用する教科書を使っているということですので、教育委員会の採択としては、通常の学級で使用する教科書ということが適切かと考えます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 同じくなんですけれども、やはり保護者からの要望、また、通常学級との交流学习における必要性からも、通常の学級で使用する教科書が必要かと思われるので、よいのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

他にご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか、それぞれ

皆さん。

質疑及びご意見がございませんので、ここまでの皆様方のご質問、協議から、皆様のご意見は、一人一人のお子さんの学力保障やさまざまな場面での交流や学習の系統性に十分配慮しながら、通常の学級と同じ教科書を採択するということですが、いかがでしょうか。

それでは、日程第7 第41号議案「平成27年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」を採択いたします。通常学級と同じ教科書を採択することに賛成の委員は挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 ただいまの結果、通常学級と同じ教科書とするが全員でありました。よって、稲城市立小・中学校特別支援学級におきましては、通常の学級における使用として採択された教科書を使用することといたします。

第41号議案は、ただいまのとおり可決といたします。

ここで、5分間の休憩を挟み、暫時休憩といたしたいと思います。よろしくお願ひします。

(暫時休憩)

委員長 再開いたします。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

教育総務課

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 工事請負状況について
- 3 寄附について

学務課長

- 1 平成26年7月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 2 第3回稲城市立学校校名選考委員会について
- 3 平成26年度通学路合同点検の実施について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 連携推進事業について
- 3 研修事業について

- 4 その他について
- 5 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成26年7月生涯学習課利用統計について

体育課長

- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 社会体育施設管理運営について
- 4 体力づくり運動推進事業について
- 5 学校等開放について
- 6 市民プール運営事業について
- 7 東京ヴェルディ支援推進事業について
- 8 その他について

学校給食課長

- 1 施設見学について
- 2 試食会について
- 3 平成26年度第2回給食主任会について
- 4 普通救命講習会について
- 5 学校給食野菜に関する情報交換会について
- 6 平成26年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会職員合同研修会
- 7 平成26年度1学期給食調理数について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館の主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 図書館の利用状況について

委員 長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 第38号議案「平成26年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年度教育費補正予算について補正をする必要があるもので、本案を提出するものです。
教育部長による全体説明の後、詳細につきましては、指導課長、体育課長より順次説明申し上げます。

委員 長 教育部長、お願いいたします。

教育部長 第38号議案、平成26年度教育費補正予算案（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに議案概要説明書をごらんいただきたいと存じます。

最初に、人権教育を推進するため、歳入に人権教育研究推進事業委託金、歳出に人権教育研究推進事業交付金を新たに計上するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明申し上げます。

次に、(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場の建設工事に充てるため、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの補助金の計上、続いて、平尾スポーツ広場の地権者から土地使用貸借契約解除の申し出を受けたことに伴う、土地を原状に回復するための工事請負費の計上でございます。

詳細につきましては、体育課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

委員 長 ありがとうございます。
それでは、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、第38号議案、平成26年度教育費補正予算案（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

本事業は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、国が行う人権教育研究指定校事業として、学校、家庭、地域社会が連携して人権教育を総合的に推進し、地域全体で人権意識を培うための人権教育の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実を図るための実践研究を目的とした事業でございます。

本市におきましては、稲城第五中学校が1年間の研究指定を受け、人権教育

の研究に取り組む予定でございます。具体的には、「全ての生徒が伸長する授業の工夫」をテーマに、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しから、研究事業などを通して、生徒一人一人を大切にしたい事業の推進、教室環境の整備などを全校体制で進めていくものでございます。

また、本年度、稲城第五中学校に通級指導学級が開設されたことも踏まえ、個別の人権課題である、障害者をはじめ、高齢者、外国人、H I V感染者等に関する学習も計画し、人権教育の充実を図ってまいります。

本研究に際しましては、東京都教育庁の指導・助言を得ながら、指導課といたしましても年間を通じて研究の支援をしまっている予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。
 体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第38号議案、平成26年度教育費補正予算案（第2号）の体育課分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、歳入・歳出、合わせて2件でございます。初めに、歳入でございます。

諸収入・雑入で、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金5,440万円でございます。これは、(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場建設工事に充てるための独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金でございます。平成26年7月に助成金の交付決定を受けての計上でございます。

内訳につきましては、補助対象といたしまして、人工芝の新設事業ということで3,840万円、スポーツ施設の整備事業、照明とか防球ネットの整備ということで1,600万円となっております。

続きまして、歳出でございます。

教育費、体育施設費、02社会体育施設管理運営経費、工事費の平尾スポーツ広場撤去工事567万4,000円でございます。これは、平尾スポーツ広場の地権者から平成27年2月28日付での土地使用貸借契約解除の申し出を受けたことに伴う土地を原状に回復するための工事請負費の計上でございます。

工事の主な内容につきましては、ネット支柱、台、防球ネット等の撤去、倉庫、仮設トイレの撤去、樹木の撤去、水道施設の撤去及び整地でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。
 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた

します。ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

城所委員、どうぞ。

城所委員 人権教育研究推進事業の関係で、ちょっと毎度で申しわけないですが、指定校が稲城第五中学校になった経緯を教えてくださいたいんですけども。

委員 長 指導課長、お願ひいたします。

指導課長 人権教育研究推進校につきましては、国からの事業ということで募集が年度末となっております。その段階で、次年度、東京都もしくは国の人権教育の研究を受けたいということで稲城第五中学校から希望がございました。募集があった段階で市内にこの事業の告知をいたしましたところ、かねてから人権教育に取り組みたいと考えていた五中から申し出がありまして、他校からはなかったという状況でございます。つきまして、東京都を通じて国に申請しましたところ、希望がかない、指定という運びとなった次第でございます。

城所委員 ありがとうございます。

委員 長 ありがとうございます。

他にはご質問ございませんでしょうか。

それでは、質問がないようですので、これより第38号議案「平成26年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第39号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城長峰スポーツ広場の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明申し上げます。

委員 長 体育課長、お願ひいたします。

体育課長 第39号議案、稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案概要説明書とあわせて議案関係資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

本案は、(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、お手元の資料をご覧ください。新旧対照表でご説明いたしたいと思います。

右側が現行で、左側が今回改正しようとする規定となります。

第2条関係の別表第1に、新たに名称として「稲城長峰スポーツ広場」、位置として「稲城市長峰三丁目10番地の1」を追加するものでございます。名称案といたしましては、庁内に設置いたしました稲城市体育施設名称検討委員会により名称案を決定したもので、これまでの体育施設の名称のつけ方を継承したものでございます。

第4条関係の別表第2に、稲城長峰スポーツ広場の使用時間及び休場日を規定するものでございます。使用時間は「午前9時から午後8時まで」、休場日につきましては「12月29日から翌年の1月3日まで」でございます。これは他の体育施設の使用実態と合わせたものでございます。

第9条関係の別表第3に、稲城長峰スポーツ広場は2種類として、「サッカー場」、単位時間等「大人2時間」、使用料として「8,000円」。単位時間等「子ども2時間」、使用料として「4,000円」。また、種類として、「フットサル場」、単位時間等「大人2時間」、使用料として「6,000円」。単位時間等「子ども2時間」、使用料として「3,000円」とするものであります。これは、単位時間等は他の体育施設の使用実態と合わせたものでございます。使用料につきましては、年間の施設維持管理経費や市内体育施設、その他自治体の体育施設等を参考に算出しております。

備考の4につきましては、「稲城長峰スポーツ広場について、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合における当該使用者が支払うべき使用料は、この表に定める額の5倍の額とする」といたします。

この条例は、平成27年1月10日から施行し、所要の経過措置を規定するものでございます。

なお、この施設につきましては、本年度工事で終了するサッカー場、フットサル場を規定いたすもので、平成27年度以降に管理棟、芝生広場等を整備する予定でございます。

以上、第39号議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほ

ど、お願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか、ご質問等ございませんでしょうか。

伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 長峰スポーツ広場ですけれども、料金のほうが若葉台公園の多目的広場の、例えば、サッカー場と、今度できる稲城長峰スポーツ広場のサッカー場だと、料金が大幅違うみたですけど、その理由というか、教えていただければと思います。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 維持管理使用料につきましては、市の算定基準等に基づき原価計算をして出したものでございまして、あとはその他の同様の他市の施設等の使用料を参考に算出しております。基本的に全ての管理棟の維持管理経費ですとか、サッカー場の管理経費、その他ののり面の管理経費を含めると、そのような額が出てくるところでございます。

若葉台公園の多目的広場につきましては、もうちょっと安い値段ですけれども、それほど維持管理経費がかかってこないというところと、必要経費を全て算出した結果がそういう、あと、他市の、清瀬市が2時間で7,000円という金額でございますので、その辺と合わせた結果でその値段となっております。

あと、人工芝につきましても、それなりの仕様で、熱中症対策、ミストをかけるとか、その地域についても熱中症対策を施したりしておりますので、内容等も充実したものだと考えております。

伊勢川委員 ありがとうございます。

委員 長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

それでは、他にご質問等ないようですので、これより第39号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第42号議案「『なかのよしこ氏のイラスト』著作権に係る教育財産取得の申出について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、「なかのよしこ氏のイラスト」著作権の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、稲城市長に教育財産の取得の申し出を行う必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明申し上げます。

委員 長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第42号議案、「なかのよしこ氏のイラスト」著作権に係る教育財産取得の申出について、説明を申し上げます。

先ほども寄附のお話をさせていただきましたが、なかのよしこ氏から寄贈いただきました、22点のイラスト、絵本の作画についてでございますが、現物そのものは各学校へということで寄附をいただいているところでございます。ただし、著作物、いわゆる著作権者が創作したものにつきましては、無形のものであったとしても、著作権法等に守られて著作権がついてくるということでございます。

その現物そのものを展示するということで、学校等で使う分には何ら支障はないのでございますけれども、もしデジカメ等で写し、何かの印刷物、学校の配布物に使うということになると、著作権法、個人の著作権に触れるという部分がございます。そうした、まれなケースではございますけれども、そういったことを事前にトラブルを避ける意味で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、稲城市長に教育財産の取得の申し出を行うということでございますが、教育財産の取得につきましては、この法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、地方公共団体の長が行うということになってございます。その法律の中では、地方公共団体の長は教育委員会の申し出をまって教育財産を取得するということが規定されております。その法律の規定に準じて、この申し出を行うということで上程させていただいたところでございます。

なお、取得に伴いまして、これは稲城市長とご本人、なかのよしこ様との譲渡契約を締結させていただく予定でございます。その内容としましては、目的、譲渡していただく著作権、人格権というものをほぼ無償で提供を受けるという旨等、契約の内容を精査しながら取得させていただく予定でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。ご質問等お願いいたします。

それでは、ご質問等がないようですので、これより第42号議案「『なかのよしこ氏のイラスト』著作権に係る教育財産取得の申出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第9 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。「稲城市立中央公民館ホール改修方針について」を生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、お手元の資料に沿いまして、ご説明いたします。

稲城市立中央公民館ホール改修方針についてでございます。

稲城市中央文化センターは、昭和48年に竣工し、耐震工事等の改修は済ませておりますが、築40年が経過し、現在に至っております。躯体の耐用年数といたしましては、一般的に65年ほどとされております。その中で、中央公民館ホールにつきましては、音響設備等の老朽化や施設の機能性など、幾つかの課題を抱えておりますので、施設の必要性を含め、同規模の稲城市立 i プラザホールとあわせまして、稲城市立中央公民館のあり方について、平成25年9月17日に稲城市立公民館運営審議会宛に諮問し、平成26年3月19日に答申を得ております。そして、この答申を尊重するとともに、建物寿命に合った適切な改修を図るため、市の方針を定めるものでございます。

また、改修後の中央公民館ホールにつきましては、従前どおり、市民の社会教育活動や生涯学習活動の発表などに使用できる多目的施設と位置づけ、運営を行ってまいります。

改修方針につきましては、記載の5項目を基本柱として進めていくものいたします。

1 といまして、トイレ全面改修でございます。具体的な内容といたしましては、洋式トイレ化・手すり改修・換気及び配管改修・本館誰でもトイレへの動線整備等を中心に改修を図ってまいります。

2 といまして、空調機器の改修でございます。省エネに対応したものの整備を図ってまいりたいと考えております。

3 項目といたしまして、座席改修でございます。シート交換及び横幅拡幅に

よる居住性の向上などを図ってまいりたいと考えております。

4項目といたしまして、バリアフリー化でございます。舞台昇降にかかわる昇降機リフト設置等の整備を図ってまいりたいと考えております。

5項目といたしまして、ホール内機能の改修でございます。具体的内容といたしましては、音響及び照明は現状機能を維持したレベルでの整備、また、バトン及びスクリーンなどの吊りもの類の整備を中心に図っていくものいたします。

以上が稲城市立中央公民館ホールの市の改修方針でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。忌憚のないご意見をお願いいたします。

城所委員。

城所委員 この方針を見ますと、各項目とも本当に必要だなという印象を持っておるんですけども、ただ、見積もりをとった段階で、いろいろと、今後、方針の変更等もあり得るのかなというふうに思うのですが、その辺の柔軟性というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 お願いします。

生涯学習課長 この整備等につきましては、基本的にこの方針を教育委員会として定めまして、建築保全課、あるいは関連部署との間で調整の上、今後、予算との兼ね合いなども含めまして、内容について調整を図ってまいりたいと思いますが、公民館運営審議会からの答申がございますので、その趣旨はなるべく尊重するという配慮をした上で調整していきたいというふうに、現在のところでは考えております。

以上です。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 改修する場所が何点か多くあるんですけども、使用する側としては、ある一定期間、全面的に使用できなくなってしまうのか、改修する場所のみをピンポイント的に改修していったら、他の公民館としての機能は続けられるようにして

いくのか。前に、第2文化センターのほうは全面になってしまって、全部休んでしまったというのがあって、地元の人やっぱり使えなくて大変だったのかなと思うのですが、その辺のところはどんなふうなやり方というか、予算とかいろいろとあるでしょうけど、方針的にはどんなふうなのか、ちょっと聞かせていただければと思いますけど。

委員長 お願いいたします、生涯学習課長。

生涯学習課長 今後進めていく形の想定といたしましては、まず設計委託、その実施設計が済んだところで工事というような形でのかかわり合いになってくるかと考えております。設計委託の際に、そのような実際の工事内容について、また、工期の設定などについて定める、いわゆる内容を精査していくというようなことになるかとは思いますが、現時点では内部的な改修ということで、いわゆる建物、外側に及ぶような改修にはならない改修でございますが、もちろん、使用などについてはそういった中で制限が出てくることは十分想定できるかというふうに考えておりますが、1年間丸々できないものになってしまうのか、その辺についてはその設計委託の際に十分検討していくように考えたいと思っております。

伊勢川委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。これからの課題だと思いますが、いかがでしょうか、他には。どうぞ、城所委員。

城所委員 この中央公民館は結構、今、市民からも非常に注目されている施設だと思うんですけども、こういった形で改修方針というのは市民のほうに周知していくのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、答申を得る際に、2月から3月の時期に利用者の方に対してのアンケートをとった中で、公民館運営審議会はそれを十分踏まえた中で答申を出してくれたという経過をたどっています。そういう意味では、利用者の方にはそういった改修について、一旦、皆様のご意見をお聞きしているということで、その中で内容を十分尊重して行っているということで、そのような経過の中から、内部的なものを中心とした改修を予算化できるころからしまして、その時点で具体的な、同じことになるかもしれませんが、工期や使い勝手の制限、

そういったものが出てくれば、利用者団体、あるいは公民館運営審議会にそのような説明を十分していく形をとりたいというふうに考えております。

城所委員 わかりました。

委員長 ご意見、ご質問はいかがでしょうか。改修につきましては大変だとは思いますが。

ご意見、ご質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。ありがとうございました。

(午後4時8分閉会)